平成３０年（フ）第１４号
東京都福生市南田園３丁目13番地23白樺マンション306号室
債務者　寺本恵美子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１号
横浜市緑区長津田みなみ台５丁目25番地４パークヒルズ長津田105号
債務者　和泉　英喜
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９１号
東京都小平市仲町172番地の３サニーハイツ1202号
債務者　渡邊　礼子（旧姓日笠）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３１３号
東京都東村山市本町２丁目14番地18トキワ第２マンション101
債務者　大森　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５１７号
神奈川県茅ヶ崎市共恵２丁目６番50号　ともえ荘201号
債務者　柏木　将幸
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２２６号
千葉県市川市南大野３丁目１番15号カーサオオノ105
破産者　株式会社折通
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５９４号
千葉県市川市二俣１丁目11番22号　（ハイムプワールⅠ―101号）
破産者　山崎　修一
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３４９号
千葉県船橋市海神町３丁目119番地14海神コーポ605
破産者　有限会社リカーアンドフーズえびはら
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５０号
千葉県船橋市海神町３丁目119番地14　海神コーポ605号
破産者　蜷原　信明
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４８号
福岡市西区横浜２丁目２番13号
破産者　有限会社平田産業
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９号
岡山県井原市芳井町簗瀬290番地
破産者　株式会社ヒナモト
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８号
青森県つがる市木造菰槌若草34番地３
破産者　株式会社テクノ・プラニング
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
宮城県加美郡加美町月崎字昭和24番地の１
破産者　有限会社マルホン餅菓子製造所
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
愛知県江南市後飛保町宮前51番地
破産者　株式会社ホリバ
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７１号
福島市佐原字竹ノ森26番地
破産者　株式会社シニアライフ・ケアサービス
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１３３号
静岡県駿東郡清水町卸団地372番地の19
破産者　有限会社村松水産
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０２７号
福岡市早良区次郎丸１丁目11番16号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区四箇１丁目５番27号
破産者　森　　大輔
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部